

③『外国人材』国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1 沖縄県	外国人留学生の 就労制限緩和の 提案	一定の要件の下、日本語学校の学生に限定した週36時間までの就労制限緩和を提案。 理由として、 ①多くの日本語学校の学生は平日4時間程度のみ授業が行われ、資格外活動の上限時間を現在の週28時間から週8時間増やしても、留学目的である日本語学習には支障がないこと(また、専門学校生は毎日6時間程度の授業が行われている中で、週28時間まで資格外活動の時間が認められている)。 ②資格外活動そのものが語学力の向上につながる側面があり、制限緩和により日本語実践の機会や日本人との交流の機会を増やすもので、留学目的と合致するものであることの2点が挙げられる。なお、一定の要件については、以下の内容が想定される。 対象学生:適正校に在籍する日本語学校の生徒で日本語学校からの推薦がある者に限定する。 支援体制:適正校に認定されている日本語学校では、出席率等の要件を満たす学生を推薦し、当該学生の修学面や生活面等について面談を行いフォローアップを行うこととあわせて、留学生を受け入れる企業では、接客マニュアル等を整備し、日本語習得を支援することとする。また、沖縄県では、円滑な運営のため、日本語学校への状況ヒアリングや受入希望企業へのマニュアル作り等の支援を行う等で連携していく。	留学生の資格外活動許可については、留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で、アルバイトを通じて留学中の学費及び生活費を補うことにより、学業の進行に資するという観点から、申請に基づき、資格外活動許可として、一定の範囲内で就労活動を認めているものである。 このため、1日当たりのフルタイム勤務約8時間の半分である4時間を算定の基礎とし、これを7日間行うという考え方に基づき、包括的に資格外活動許可を認める範囲を1週につき28時間以内としているところである。 また、資格外活動許可は、あくまでも留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で許可されるべきものであり、在留資格制度の適正な運用の観点からも、現在認められている資格外活動の範囲を緩和することは困難である。 なお、教育機関の長期休業期間にあっては、1日について8時間以内の資格外活動が可能である。 また、就職活動の一環として職業体験を目的とするインターンシップに従事する場合、本邦の大学(短期大学を除く。)又は大学院に在籍する留学生は、インターンシップを行う年度末に修業年限を終える(大学生の場合は、それに加えて、卒業に必要な単位を9割以上取得している)などの要件を満たす場合には、本邦のインターンシップ先の機関の名称及び業務内容その他必要な事項を定めて個々に資格外活動の許可を受けることが可能である。 加えて、在留資格「留学」等をもって本邦に在留している方が、報酬を伴わないインターンシップを行うに当たっては、事前に地方出入国在留管理局から資格外活動許可を受ける必要はない。	留学生の資格外活動許可については、留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で、アルバイトを通じて留学中の学費及び生活費を補うことにより、学業の進行に資するという観点から、申請に基づき、資格外活動許可として、一定の範囲内で就労活動を認めているものである。 このため、1日当たりのフルタイム勤務約8時間の半分である4時間を算定の基礎とし、これを7日間行うという考え方に基づき、包括的に資格外活動許可を認める範囲を1週につき28時間以内としているところである。 また、資格外活動許可は、あくまでも留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で許可されるべきものであり、在留資格制度の適正な運用の観点からも、現在認められている資格外活動の範囲を緩和することは困難である。 なお、教育機関の長期休業期間にあっては、1日について8時間以内の資格外活動が可能である。 また、就職活動の一環として職業体験を目的とするインターンシップに従事する場合、本邦の大学(短期大学を除く。)又は大学院に在籍する留学生は、インターンシップを行う年度末に修業年限を終える(大学生の場合は、それに加えて、卒業に必要な単位を9割以上取得している)などの要件を満たす場合には、本邦のインターンシップ先の機関の名称及び業務内容その他必要な事項を定めて個々に資格外活動の許可を受けることが可能である。 加えて、在留資格「留学」等をもって本邦に在留している方が、報酬を伴わないインターンシップを行うに当たっては、事前に地方出入国在留管理局から資格外活動許可を受ける必要はない。	法務省	法務省				